第5章　詳細マニュアル

1　病性診断

■1　異常家畜の通報

農場主、獣医師（共済、開業、農場管理獣医師）、市町村から病性診断の依頼があった場合には、症状や状況等を十分に聴取し、病性診断を実施すべきかの判断をする。

■2　病性診断班の編成

電話聴き取りで極めて疑いが強い場合には、原則として、管轄家保職員3名（それぞれの役割：検体送付、消毒、疫学）と宮崎家保病性鑑定課職員2名で編成し、病性診断に当たる。

■3　農場到着

原則として車は農場外に駐車する。農場に到着したら、家保に到着時間を連絡する。

防護服に着替え、消毒薬を準備し、入念に消毒した後、農場主の許可を得てから農場へ立ち入る。

■4　聞き取り調査

不明疾病の現地調査票（様式19　163ページ）に基づき、氏名、住所、電話番号、飼養頭数、異常家畜の症状、農場と畜舎の配置等を聴取する。

その際、農場住所か自宅住所かの確認を必ず行い、それぞれの住所が異なれば、農場住所についても聞き取る。

■5　畜舎全体の臨床目視検査

異常家畜から遠い場所の家畜より順に目視検査を実施する。2つ以上の畜舎がある場合は、原則として異常家畜のいない畜舎には立ち入らないようにする。

■6　異常家畜の検査

目視検査で、泡沫性流涎、跛行、起立不能の有無、口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕の有無を確認するとともに、泌乳量の大幅な低下又は停止等の有無を畜主（又は管理者）から聞き取る。

また、検温（39℃以上の発熱の有無の確認）を実施し、写真撮影を行う。

なお、検温の際は、1頭毎に手袋を取り替えるか入念に手指消毒を行う。

■7　採材

異常家畜とその同居家畜の口腔内及び鼻腔内スワブと血液の採材を行う。

発生初期では合わせて5頭、発生多発期には異常家畜のみ3頭を採材する。ただし、

飼育頭数や症状の経過度合いによっては、これらの頭数に限定せず採材する。

なお、明らかに口蹄疫の症状とは異なる場合は採材しないが、類症鑑別が必要な場合は、畜主や届出した獣医師等に、その旨を十分に説明した上で検査に必要な材料を採取する。

■8　農場主への指導

農場主に対しては、検査結果がでるまでの間、下記に示す「異常家畜の所有者に対する注意事項」について説明する。

■9　農場出発

防護服を脱ぎ、検査に用いた器具はビニール袋に入れて密閉し消毒する。さらに車両の消毒を行う。なお、農場を出発する前に、臨床目視検査の結果を家保長に報告する。

■10　報告書作成

家保に到着後、車両、検査器具を消毒し、シャワーをすませた後、不明疾病の現地調査票、検体リスト、写真、農場見取り図等を整理し、家畜防疫対策室へ提出するための報告書を作成する。

■11　検体送付（送付に係る手続き69ページ参照）

検体は宮崎家保のバイオハザード対策室で血清分離等の処理を行った後、専用容器に入れ、送付検体（血清・スワブ）は容器の外側を入念に消毒し、発泡スチロール容器に入れて空港貨物にて送付（空輸）する。

なお、空港貨物受付は、出発便の1時間前までに済ませることが必要なので、宮崎家保病性鑑定課は、病性診断班の農場出発時刻から、帰着時間と検体処理時間を家畜防疫対策室に連絡する。連絡を受けた家畜防疫対策室は、海外病研究施設及び東京事務所と協議し、東京への出発便を決定する。

異常家畜の所有者に対する注意事項

結果の判明は翌日以降になること、伝達は電話での連絡になることを伝える。

【陰性の場合】

経過観察として、翌日再度立ち入りする。病状の進行、他の家畜への症状の拡がりなど何か異常があったら直ちに家保へ連絡するようお願いする。

【陽性の場合】

殺処分、埋却処分等の農場内での今後の防疫措置は、現地対策本部から担当者が改めて来場し、以下の流れで進むことを伝える。

1　埋却地の準備等をお願いする。

なお、付近住民への説明等（51ページに準じて）は県職員及び市町村職員が行うことをあわせて伝える。

2　殺処分に先立って、疑似患畜、飼料等の汚染物品の評価を実施すること。

3　疑似患畜の殺処分と埋却及び農場内の汚染物品（飼料・敷料等）の埋却を実施すること。
4　埋却地を整地し、畜舎消毒が終了して初めて防疫措置が完了すること。

【防疫措置前の留意事項】
・疑似患畜は、農場内に留め置き、場内でも移動させないこと。
・畜舎の排水溝は閉鎖すること。
・畜舎の出入口は1ヶ所にし、農場及び防疫関係者以外は出入り禁止とすること。
・畜舎の消毒を実施すること。
・緊急の場合を除き、外出を控えること。また、農場の物品は絶対持ち出さないこと。
・家畜排せつ物、生乳、精液などは人及び物と接触しないようにすること。
【防疫措置終了後の留意事項】
・家畜排せつ物の埋却処理が出来ない場合は、防疫措置終了後、封じ込めた後、たい肥化し、温度を上げることでウイルスの不活化を行うこと。
・畜舎の消毒を再導入までに1週間間隔で最低3回実施すること。

病性診断依頼時に送付する書類

病性診断時には、下記の書類を各担当が作成し、家畜防疫対策室から動物衛生課に電子メールで送信する。

(ｱ) 異常家畜の届出を受けた際の報告（防疫指針　別記様式1）
　　異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（防疫指針　別記様式3）
(ｲ) 症状のデジカメ写真
(ｳ) 検体送付リスト
(ｴ) 畜舎等の配置の平面図
(ｵ) 当該農場の通行遮断場所及び埋却地を示す地図
(ｶ) 当該農場を中心とする半径10km、20kmの制限区域を示す地図及び制限区域境界付近に設置する消毒ポイントの位置を示す地図
(ｷ) 防疫措置に必要な人員の一覧
(ｸ) 防疫措置に必要な資材と保管場所（調達先）
※　なお、(ｴ)から(ｸ）に関しては、遅くとも動衛研が行う遺伝子検査の結果が出る前に報告するものとする。

表7　病性診断に必要な携行資材

ﾁｪｯｸ	品　　名	数　量	備　　考
□	防疫服	立入人数分	
□	マスク	立入人数分	
□	手袋（短）、 手袋（長）	各10	
□	軍手	5	
□	帽子	立入人数分	
□	ビニール袋（大）	5	
□	ビニール袋（小）	5	
□	懐中電灯	1	
	【血液採取用資材】		
□	分離剤入り真空採血管	10	
□	採血針（21 G)、（18 G）	各10	
□	ホルダー	3	
□	アルコール綿花(小袋に入れて）	1	
□	針入れ	1	
□	試験管立て	1	
□	マジック	1	
	【組織・スワブ採材用資材】		
□	はさみ、ピンセット（滅菌済み）	1セット	
□	針付きシリンジ（水疱液採取用）	10	
□	スワブ	10	
□	PBS入り遠沈管（大、小）	各 5	
□	発砲スチロール（氷入り）	1	
	【その他】		
□	体温計	2	
□	デジカメ(予備電池）	1	
□	ビルコン（小袋に入れて）	1	
□	バケツ、ブラシ	1	
□	噴霧器	1	
□	長靴	立入人数分	
□	長靴入れ	2	
□	履き替え用靴	立入人数分	
□	地図	1	
□	聞き取り表、ボールペン、画板	1セット	
□	豚キーパー（豚の場合）	大小各2	

2　病性鑑定材料送付に係る手続き

■1　病性鑑定材料の送付に係る取扱い

ア　口蹄疫等の病性鑑定材料は、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受けるため、旅客手荷物としての搬送はできない。

イ　ただし、ウの規定を勘案すれば航空貨物扱いで搬送は可能となる。

ウ　病性鑑定送付材料を50ml又は50gまでとし、診断標本（病毒を移しやすい物質：人体に対し伝染性があるもの、動物に対し伝染性があるもの）として搬送すること。

■2　搬送の方法

1　搬送の手続

（ア）病性鑑定材料は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員（以下「東京事務所」という。）が東京国際空港で受け取り、海外病研究施設に搬入する。

（イ）家畜防疫対策室は、あらかじめ、東京事務所と出発便、職員（受取）の調整を行い、空港貨物の受付に必要な、受け取り者の氏名と連絡先（携帯電話番号）を宮崎家保に伝える。

（ウ）宮崎家保は、病性鑑定材料輸送容器（国連規格容器　71ページ）を、直接航空会社の航空貨物に申し込む。

この場合、全日本空輸（ANA）又は日本航空（JAL）の宮崎空港事務所貨物担当責任者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の60分前までに出向き、航空会社の所定国内貨物運送状に記入する等の手続を行う。

料金を現金で支払い、領収書をもらう。

運送状の控えをもらい、その場で東京事務所にFAXする。

（宮崎空港における配置図）

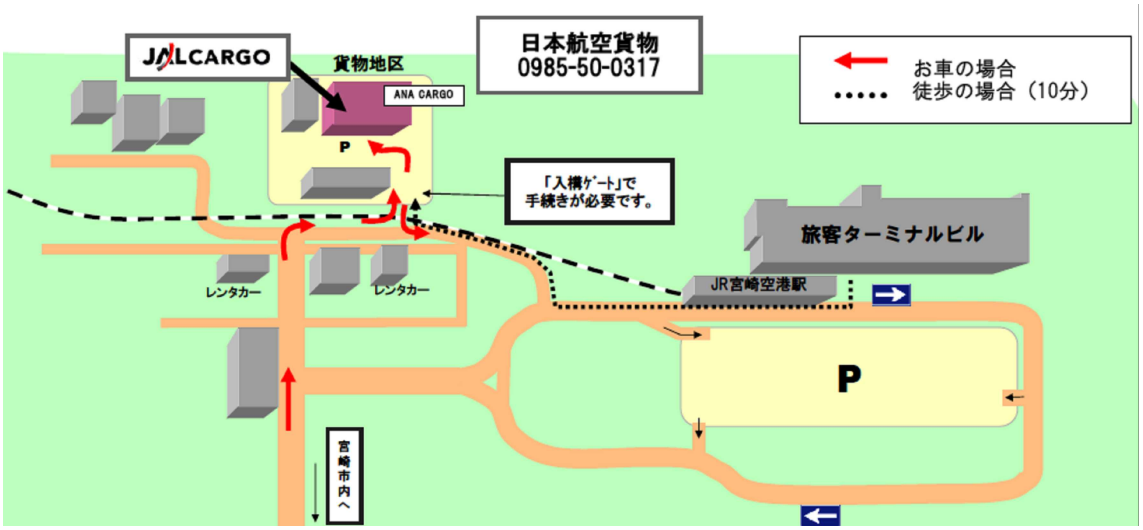

2　空港到着後の手続

東京事務所は、東京国際空港西貨物ターミナルに検体を受取に行く。

（羽田空港における配置図）

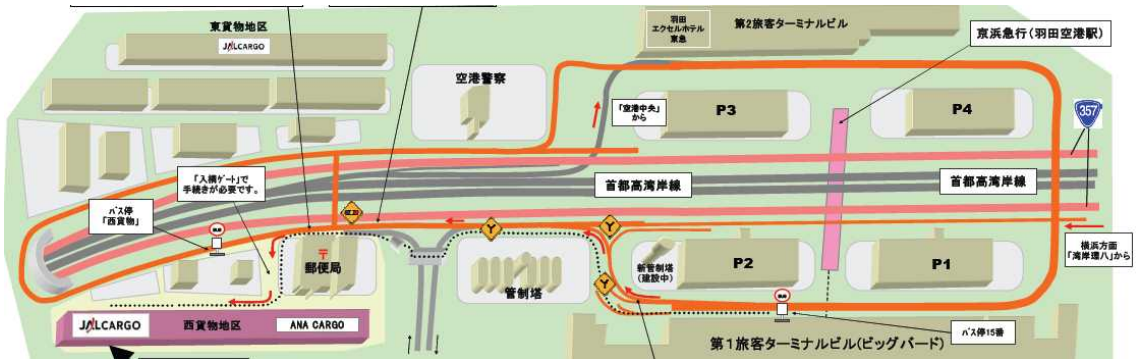

3　海外病研究施設までの搬送

海外病研究施設までは、東京事務所に搬送を依頼する。

東京事務所は、貨物受付（ANA又はJAL）に行き、危険物受取を申し出て手続を行う。受取後、海外病研究施設に搬送する。

注）西貨物ターミナルへは西1号入口より侵入。入口で身分証を提示する。

■3　主要連絡先

全日空宮崎空港所	TEL　0985－51－2774
全日空貨物（羽田空港）	TEL　03－5757－5652
日本航空宮崎支店宮崎空港所	TEL　0985－50－0317
日本航空国内貨物（羽田空港）	TEL　03－5757－3105

３　病性鑑定材料輸送容器（取扱説明書）

■１　輸送容器

病性鑑定材料を搬送する際には、二重に包装する等の措置が必要とされており、破損、漏えい等がないように適切に収容する。なお、病性鑑定材料を格納する容器は、必ず「国連規格容器」を用いる。

■２　搬送に係る資材等

・クーラーボックス（18～24L）
・国連規格容器
・保冷剤（適量）
・試料を入れる蓋付きプラスチックチューブ
・充填材
・輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）
・目張り用ガムテープ
・病性鑑定依頼書及び検体リスト

■３　病性鑑定材料の包装

１　国連規格容器

病性鑑定材料を蓋付きプラスチックチューブの中に収容し、衝撃吸収クッションを充填した国連規格容器の中に入れる。

国連規格容器の蓋をしっかりと閉め、容器の密封性を確認しながら、付属の段ボール箱に収める。

２　外部包装

段ボール箱に収めた国連規格容器をクーラーボックスの中央部に入れ、そのまわりに保冷剤を適量詰め込み、クーラーボックス内のすきまを充填材で埋める。

なお、搬送途中にクーラーボックスが開かないよう、蓋と本体をガムテープで固定する。

３　輸送許容物件表示ラベル

病性鑑定材料は危険物に該当するため、搬送に当たっては、クーラーボックスの表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付する。

輸送容器

4　海外病研究施設で行う病性鑑定

国際獣疫事務局（OIE）の定める本病の診断法に基づき、海外病研究施設において次の検査を実施する。

■1　抗原検査

1　ウイルス分離

検査に要する時間：2日～1週間

組織細胞培養(発症動物種を勘案して牛系、豚系の初代培養や株化細胞を選択)

または、乳のみマウスへ接種。

ウイルスが分離されることで、その後の疫学的な解析や中和試験が可能となる。

2　抗原検出ELISA法

検査に要する時間：6時間程度

本法で、流行している口蹄疫ウイルスの血清型が判明する。

3　RT－PCR法

検査に要する時間：6時間程度

本法はあくまでも遺伝子検査であり、抗原の存在の目安となる。

■2　抗体検査

1　液相競合ELISA法

検査に要する時間：2日間

O、A、C、Asia1の4種類の血清型に対応

2　中和試験

検査に要する時間：4日間～

中和試験は、血清型が一致していることが最低条件であり、血清型が同じでも、ウイルス株が異なっている場合には、反応が認められない場合がある。

５　移動の制限監視及び消毒ポイントの運営

■１　基本方針

現地対策本部の移動制限・消毒ポイント班は、県対策本部で決定された規制範囲、規制の期間に従って、移動・搬出制限区域内における偶蹄類の家畜等の移出入の制限監視及び消毒ポイントの設置とその運営を担う。

なお、移動制限・消毒ポイント班の中に、各担当を設置し適確な業務を行う。

※　発生農場に通じる道路の通行遮断は、検査材料送付（疑い症例）後、現地対策本部と市町村が連携し実施する。（40及び50ページ参照）

※　発生が幹線道路付近で多発し、状況に応じてその道路の封鎖が必要となる場合は、県対策本部（移動制限班）及び当該市町村が連携し、関係機関の許可を得た上で実施する。

■２　業務内容

移動制限・搬出制限区域の設定に伴って、消毒ポイントを設置し、移動制限の監視や車両の消毒を実施するが、選定された消毒ポイントの使用に当たっての管轄警察署へ道路使用許可申請と協力要請や、管轄土木事務所への道路占有許可申請と協力要請等は、現地対策本部の現地企画・総務班が行う。

１　役割分担（組織図74ページ）

（１）移動制限監視担当

ア　市町村に委託する発生地周辺の通行の制限又は遮断の調整・協力

イ　消毒ポイントの選定（事前調整を含む）

ウ　制限区域での偶蹄類の家畜、その他物品の移動の監視

エ　動員者への監視業務の周知（動員者が替わる毎に実施）

オ　移動の記録及び現地対策本部への報告

カ　死亡獣畜ストックポイント設置場所の市町村を交えた検討と市町村への業務委託

（２）消毒担当

ア　消毒ポイント全体の運営管理

イ　消毒ポイントの設置、改修及び撤去

ウ　消毒ポイントの運営

エ　車両の消毒及び記録と現地対策本部への報告（毎日）

オ　車両消毒確認書の発行

＜移動制限・消毒ポイント班の組織図＞

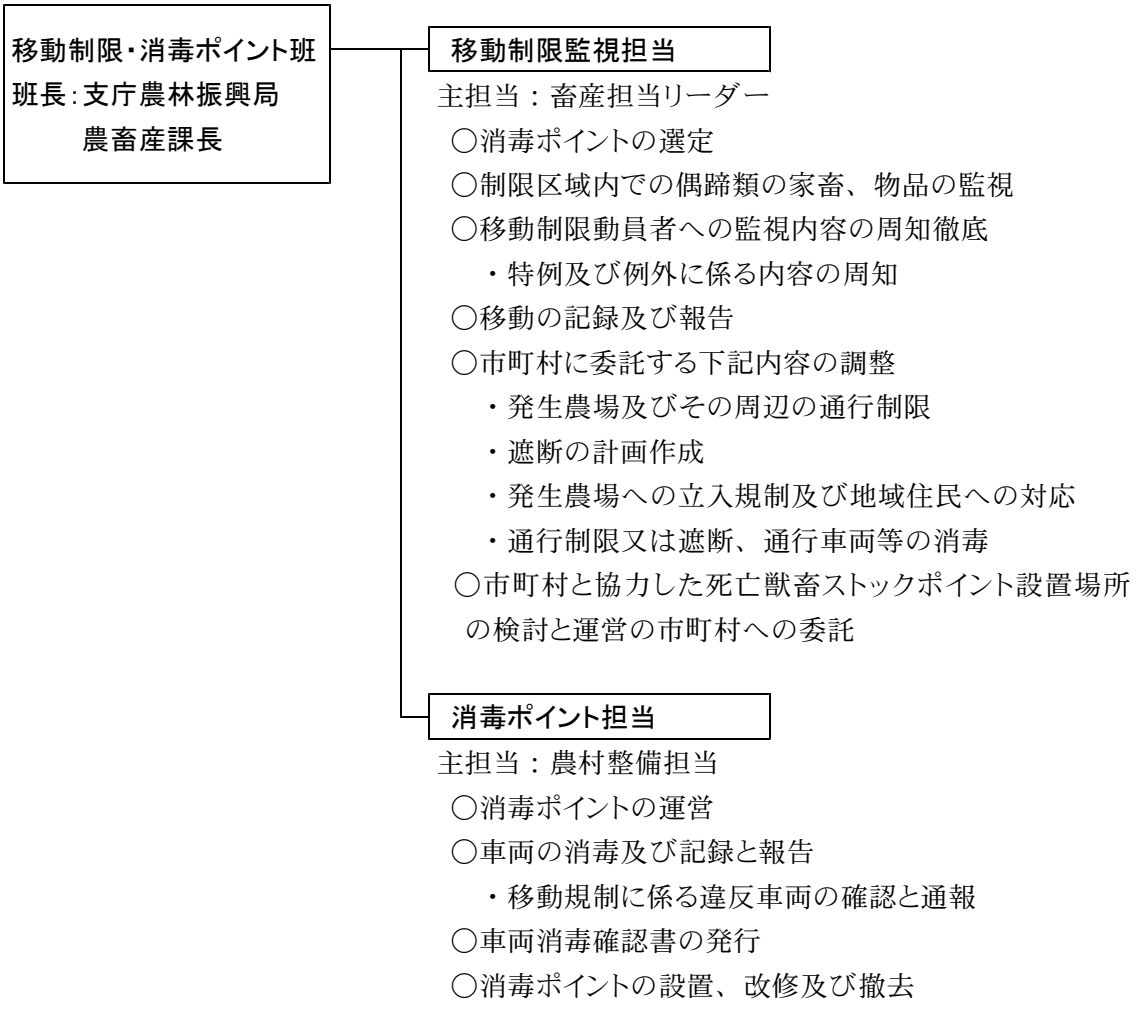

※　ただし、組織図及び各班担当の業務、業務体制の変更ついては、状況等を踏まえた上で現地対策本部において判断できるものとする。

２　消毒ポイントの設置に係る留意点

検査材料の送付（疑い症例）の場合、消毒ポイントの設置場所及び設置数を市町村と調整・選定し、消毒ポイント候補地として県対策本部移動制限・消毒ポイント班に報告する。(関連　P42)

（１）設置場所の留意事項

①　「消毒ポイントの考え方」に基づき選定する。

②　交通安全対策として、管轄警察署の指導を仰ぎながら、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる場所とする。

③　地権者の同意が得られる場所とする。

④　深夜の作業による騒音、照明など住民及び農作物等へ支障を与えない場所を設定するとともに周辺住民の理解と同意が得られる場所とする。

⑤　消毒薬の飛散による周辺環境への影響を考慮する。

（２）設置箇所数について

設置箇所数については県対策本部、市町村等と協議し、発生状況及び地理的条件を踏まえた上で決定するものとし、効率的な配置を行う。

また、市町村設置の自主消毒ポイントとの適正配置についても考慮する。

なお、県境に設置する場合は、県対策本部が隣接県と十分協議し効率的に配置する。

（３）人員配置

班編成は、原則として県職員、市町村職員、関係団体職員等により構成する。

① 消毒・監視作業は、人員の健康管理に留意し無理のない配置を行い、原則として24時間体制（8時間3交代制）とする。

② 安全性確保及び発生状況等に応じて、県対策本部との協議の上、民間警備員、会社社員等を員外部委託により配置することができるが、その際、監視作業が滞ることのないように、原則として消毒ポイント1箇所当たり1名以上の県職員等を配置する。

３ 資材

ﾁｪｯｸ	リース物品等機材名	ﾁｪｯｸ	資材名
□	移動制限の立て看板（予告告知板を含む）	□	防護服・マスク・ゴーグル
□	消毒ポイントの表示板及び予告看板	□	ゴム手袋・布手袋
□	消毒薬、動力噴霧機、薬液タンク	□	カッパ、ゴム長靴
□	移動トイレ	□	記録簿等
□	コンテナハウス（休憩所）、テント	□	筆記用具
□	椅子、テーブル	□	出勤簿
□	携帯電話	□	時計・救急箱
□	照明器具、懐中電灯	□	消毒用車両記録簿
□	赤色灯、赤色回転灯、ｾｰﾌﾃｨｺｰﾝ	□	消毒用スタンプ、スタンプ台
□	発動機（電源の確保）	□	画板
□	湯沸かし器・ストーブ	□	その他
□	その他	□	

4　消毒ポイントの考え方

（１）消毒の方法

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等に応じ、以下の方法を選択又は併用する。

①　動力噴霧機（人力や機械によるもの）
②　消毒マット
③　薬液をプール式に貯水した消毒槽
④　車道に薬液を直接的に散布（流下式）
⑤　車道に薬液を散水車により散布

（２）消毒の対象車両の区分

①　畜産関係車両（畜産関係施設等に出入りがある車両、飼料運搬車）
②　一般車両（畜産関係車両以外の車両）

（３）県消毒ポイントの考え方

県消毒ポイントは県が運営するが、発生農場入り口は、その運営を市町村に依頼する。
県消毒ポイントを設置する場所は、原則下記の場所とする。

①　発生農場入り口（市町村等に運営を委託）

検査材料の送付（疑い症例）から病性決定までは家保が対応し、病性決定後は発生市町村等へ運営を委託する。

（場所）発生農場通行遮断付近。
（方法）動力噴霧機で全車両消毒。
（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。

②　発生農場周辺付近（市町村等に運営を委託することができる）

（場所）発生農場周辺（概ね1km付近）の通行車両の多い道路。
（方法）動力噴霧機又は消毒マットで全車両消毒。
（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。

③　移動制限区域ライン（概ね10km付近）

（場所）移動制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近。
（方法）畜産関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。
（留意事項）地形や交通量を勘案し対応する。

④　搬出制限区域ライン（概ね20km付近）

（場所）搬出制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近。
（方法）畜産関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。
（留意事項）地形や交通量を勘案し対応する。

⑤　主要防衛ライン

（場所）発生状況を踏まえて、前述消毒ポイント以外に、緩衝地帯となりうるような川や山などを防衛ラインと位置づけ、その周辺に設置。
（方法）設置場所に応じた消毒方法を採用。
（留意事項）川の場合は、橋を利用するなど車両が通行せざるを得ない場所を選定

することができる。

⑥　高速道路

（場所）制限地域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジ。

（方法）原則として、インターチェンジの入り口には消毒槽、出口には消毒マットを設置する。

（留意事項）設置に関しては、高速道路管理者と協議を行い、設置を依頼する。

（４）自主消毒ポイントの考え方

自主消毒ポイントとは、市町村や関係団体等が自主的に消毒を実施するものとする。

なお、設置場所については、県消毒ポイントを考慮して、適正配置に努める。

■3　消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、可能な限り速やかに設置し、病性決定後速やかに稼働できるように準備する。

また、消毒の方法は以下に示す設置イメージを参照し、地理的条件や周辺環境への影響を考慮する。さらには交通安全対策、周辺住民への配慮を十分に行う。

1　動力噴霧機（引き込み式）

（方法）

道路付近で大型車両が停車できるスペースを確保し、その場所へ車両を誘導した後に消毒する方法

（簡易図）

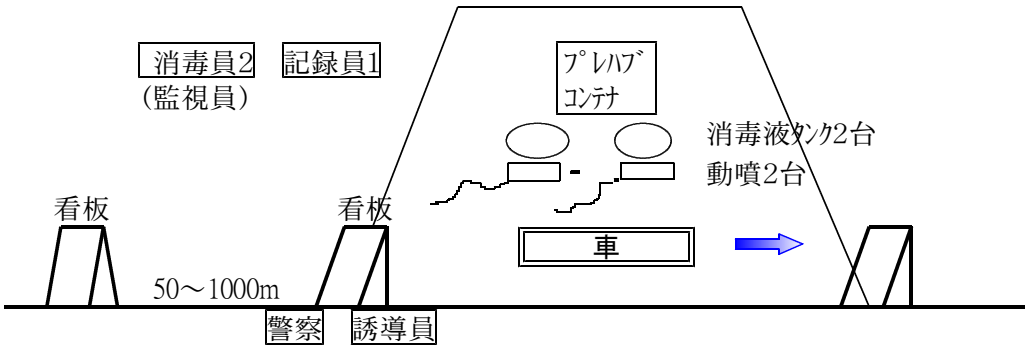

（留意事項）

運転者に周知する看板をポイント手前（50～1000m）に設置し、誘導員は主に畜産関係車両と判断したものを消毒ポイントに誘導する。

なお、運転手及び同乗者を下車させ、備え付けの踏み込み消毒槽等で靴底消毒をさせるか、消毒スプレーを運転手に手渡し、靴底消毒等を行わせるとともに、消毒スプレーにより車内の消毒を実施させる。

※動力噴霧機のホースを車輌がまたぐ場合は、ホースの破損防止のためホースカバーを設置する。

２　動力噴霧機（全車両型）

（方法）

道路上で車両の両側から噴霧できる場所を選定し、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

（簡易図）

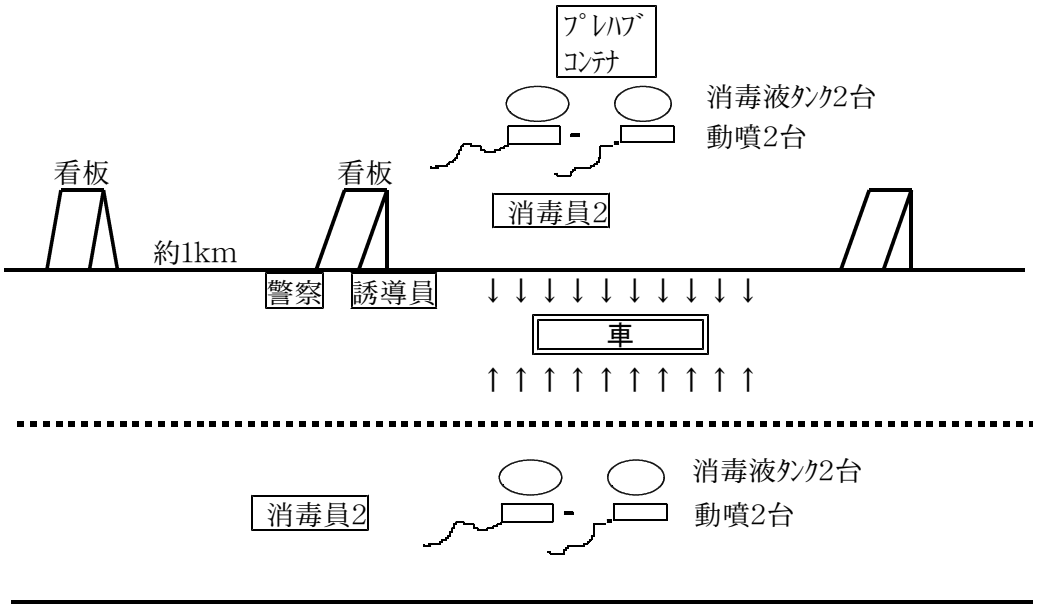

（留意事項）

運転者に周知する看板をポイント手前（約1km）に設置する。全車両に消毒薬を噴霧するため、窓を閉めるように事前周知をする。さらに、誘導員は最徐行を促す。

３　消毒マット（全車両対応型）

（方法）

道路上でタイヤのみを消毒するためにマット等を利用した消毒方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

また、冬季の実施は凍結対策を十分に施すこと。さらに、雨天時は消毒液の濃度が低下するので留意すること。

（簡易図）

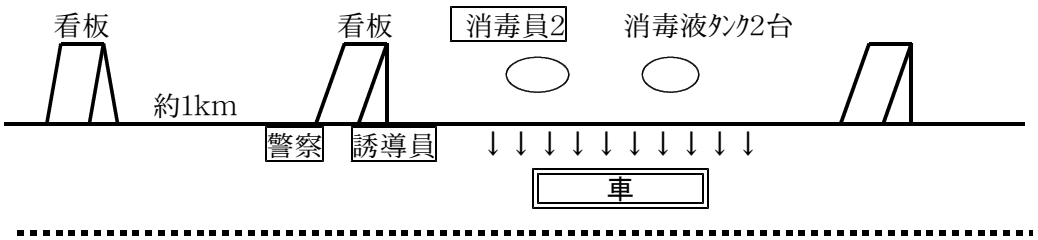

（マット設置案）

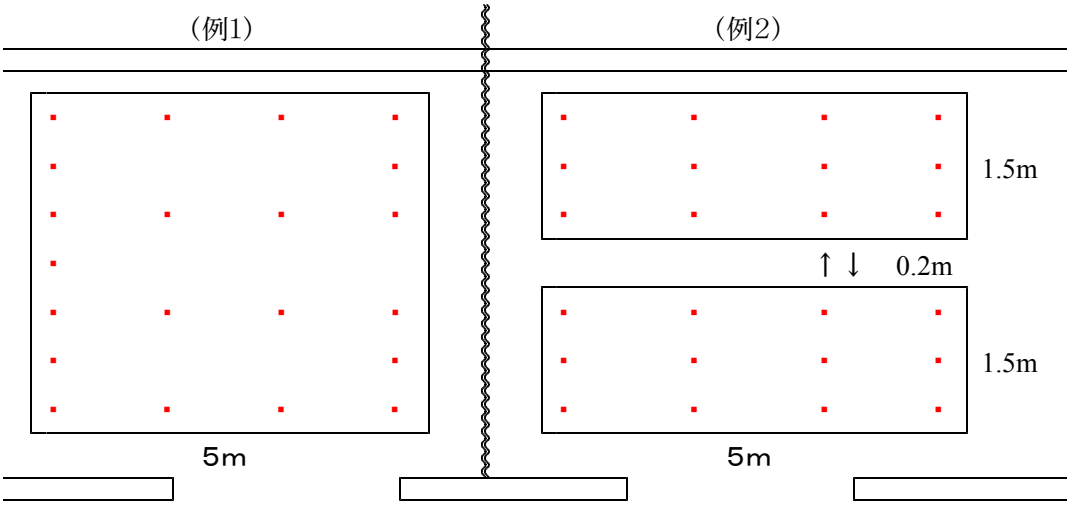

※　点は杭の位置を示す。マット素材は、絨毯や建築資材の不織布などを使用。
マットを留める杭（ピン）が抜けると危険なことから、常に確認を行う。

4　消毒槽（全車両対応型）

（方法）

道路上に薬液をプール式に貯水した消毒槽でタイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

（簡易図）

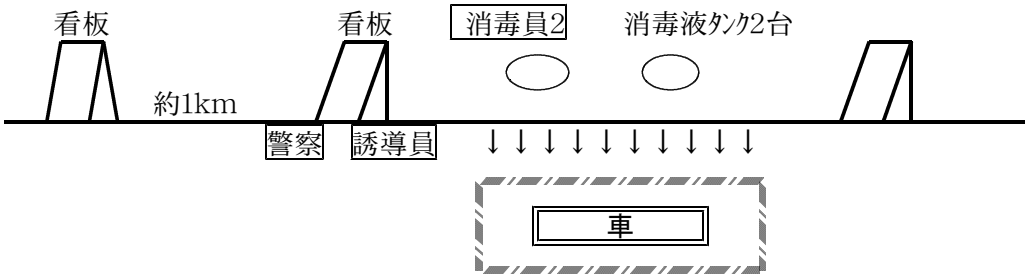

※道路上にアスファルトでプールを造る。設置及び撤去については建設業者に依頼し、夜間作業で実施する。

（留意事項）

二輪車は、転倒する可能性が高いため、十分に減速させる。

また、冬季の実施は凍結対策を十分に施す。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意する。

５　流下式消毒（全車両対応型）

（方法）

道路上に薬液を直接的に散布し、タイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

（簡易図）

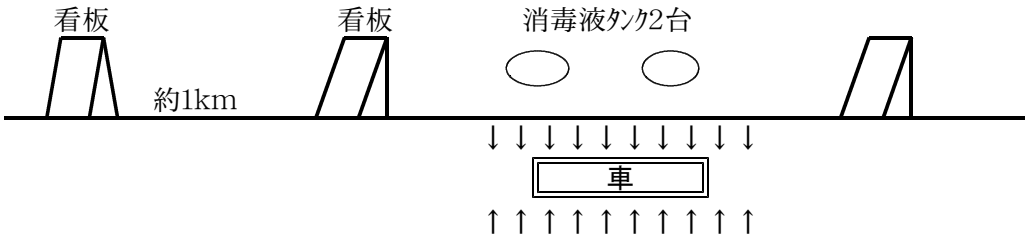

※主に片勾配に設置することが望ましい。ただし、平地に設置する場合は、道路に配管を行い、道路中心部から流下させる方法がある。その場合、道路管理者に十分相談した上で施行する。

※ 2輪車は転倒する可能性があるため、カーブ付近には設置しない。

（留意事項）

薬液管理者が巡回管理を行うことで、常時、誘導者及び消毒者は不要。ただし、運転者に周知する看板をポイント手前（約1km）に設置し、事前周知をしっかりと行う。

また、冬季での実施については、凍結対策を十分に施すこと。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意する。

６　散水車による消毒

（方法）

散水車により車道を消毒する方法

（留意事項）

主に発生地周辺の道路を入念に消毒する。

散水時は徐行（15～30km/時）し、消毒薬の希釈倍率は、薄めに設定する。なお、道路周辺の作物などへのドリフトに十分注意する。

幹線を消毒する場合は、国土交通省の散水車両（主に10t車両）の貸し出しを受けることができる。その際は、オペレーターの手配を県で行う。

なお、国土交通省の貸し出し車両は、大型であるため、市道など巡回する場合は、リース車両により対応する必要がある。

■4　消毒ポイントの周知

県対策本部の移動制限・消毒ポイント班は、消毒ポイントの位置や開始時間、終了時間など必要な情報をわかりやすい方法により、その都度関係機関に提供するとともに、県HPや市町村HP、報道機関等を通じて広く周知する努力を行う。

なお、現地対策本部の移動規制班は、情報の更新を行うために、県対策本部に対し、随時情報を報告する。

（識材設置案）

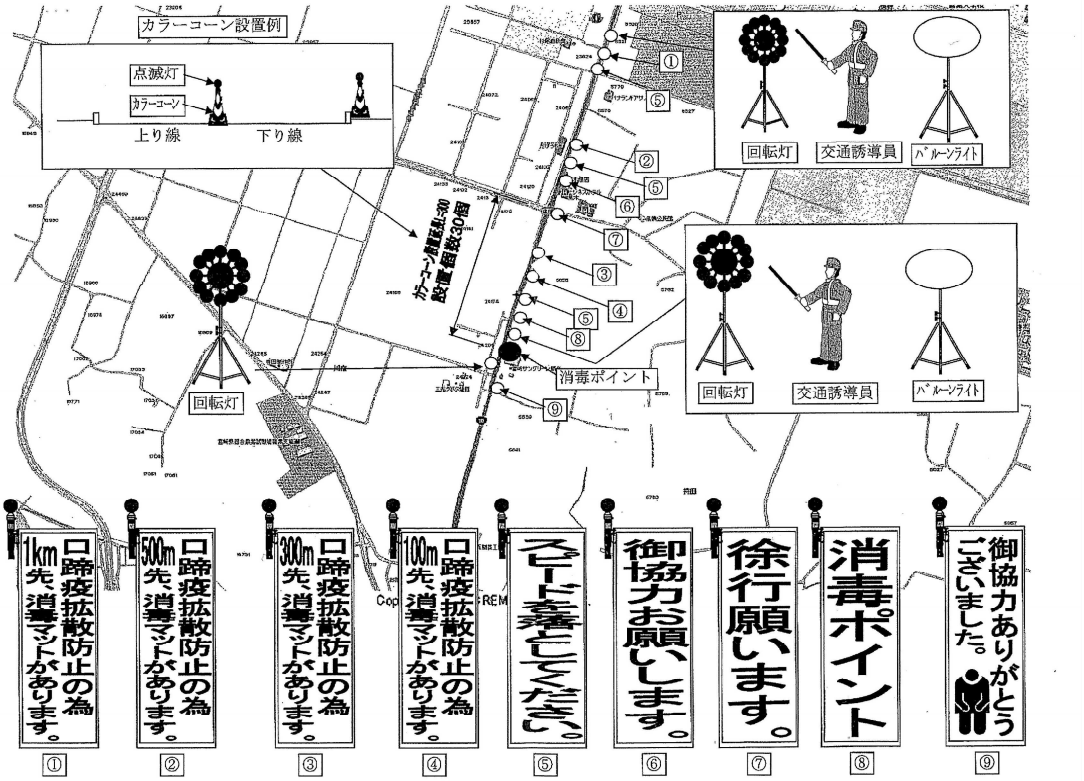

※　運転者に周知する看板をポイント手前（約1km）に設置し、事前周知をしっかりと行うとともに誘導員は徐行を促す。

■5　作業手順

１　消毒ポイント設置の初日の手順

消毒ポイントの設営は、消毒ポイント担当が行う。

設営時期については、発生確認後、可能な限り速やかに設置を行い、消毒を開始する。

（ポイント設営班）

①　消毒機材等を準備する。

・　動力噴霧機、タンク･･･消毒担当や市町村等が、調達先から現地に持込む。
（燃料のガソリンは、近くのガソリンスタンドに発注）

・　消毒薬･･･消毒担当や市町村等が現地に持ち込む。

注1：消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染を防止する。

注2：複数の消毒班員が作業を行うことから、薬剤の希釈作業の記録は確実に行う。

②　水（消毒薬希釈用）･･･水源の確保を市町村等に依頼し水を確保する。
水源が近くにない場合には、給水タンク車で運搬する。

③　消毒ポイント告示板･･･消毒担当が設置する。

④　その他の消毒機材等を準備する。

・発電機、投光機、赤色灯、コンテナハウス、移動トイレ等をリース会社に手配し、現地に搬入・設置する。

・防寒、暑熱対策も考慮する。

⑤　動力噴霧機の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。

⑥　ガソリン等の取り扱いについて、注意喚起の表示を行う。（火気厳禁、コンテナ・テント内に置かない等）

２　消毒作業手順

(1) 現地対策本部（移動制限・消毒ポイント班）から指示された消毒ポイントに集合する。

(2) 消毒ポイント責任者が点呼、人員確認し、作業要領、作業手順の確認を行う。

(3) 各業務に必要な防護服、マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カッパ等を着用する。

(4) 消毒作業手順

（誘導員）

対象車両を消毒ポイントに誘導する。

（記録員）

①　「口蹄疫防疫指針」等に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める。チラシや看板等での周知でもよい。

② 移動制限、搬出制限に係る車両については、区域外に移出できないことを説明する。チラシや看板等での周知でもよい。

注1：停止を振り切るような車両がある場合には、車両ﾅﾝﾊﾞｰを確認し、移動制限監視担当に報告する。移動制限監視担当は、県対策本部に内容を報告する。

③ 消毒の実施後、運転手が求める場合は「車両消毒確認書」（様式3　89ページ）に消毒済の証明印を押印して渡すとともに、車体ナンバーを確認し、車両消毒台帳に時間、車両ナンバー、車両区分（飼料運搬車、堆肥運搬車等）、備考（どこから→どこまで）を記録する（記録員、様式5　91ページ）。対象は畜産関係車両のみとし、一般車両については、先方の都合に応じて対応し、台数カウントのみとする。

※交通量が多い場所においては、時間、車両ナンバー、車両区分のみの記録に簡素化できるものとする。

（消毒員）

① 荷台や運転手の足回りを含めて車両の消毒を実施する。

注1：消毒薬の希釈が適正であるかを確認する。特に効能が気温に左右されるため、希釈倍率については消毒担当に確認を行う。

注2：消毒は、基本的に車両の全ての面を実施する。特に車両のタイヤ周り及び車底を徹底する。また、薬剤が家畜の体や積荷にかからないように十分に注意しながら消毒する。

(5) 消毒台数確認のための集計表に定時的に消毒台数を記入するとともに、定時的に移動制限監視担当に報告する。移動制限監視担当は、県対策本部にその内容を報告する。ただし、消毒マットや消毒槽の場合は台数カウントを行わないものとする。

(6) 交代時には、作業内容や状況の引き継ぎ事項を、次の班に伝達する。

(7) 消毒ポイント作業記録に作業状況を記載する。

(8) 使用済の防護服及びマスク、手袋等の消耗品は使い捨てなので、すべて防疫資材用ゴミ袋に詰め込む。ゴミ処理については各地域における方法によるものとする。

(9) なお、作業に関わった作業員の靴底及び車両について帰宅前に十分に消毒する。

■6　移動制限区域及び搬出制限区域の制限について（特認ほか）

1　制限内容

移動の制限に係る内容及び物品等については、口蹄疫防疫指針に準じて実施する。

2　制限区域内の特認での通過

(1) 主要幹線道路が、移動制限区域又は搬出制限区域に入った場合、国と協議を行い、特認で通過許可を行うことができる。なお、特認協議が整ったら、県対策本部は現地対策本部例外協議確認班に指示し、消毒ポイントや関係者等にその旨を事前に周知する。

(2) 特認で通行許可を受ける車両は、指定された入口の消毒ポイントで消毒を行い「車両消毒確認書」（様式3　89ページ）に確認印を押印後、通過許可車両（様式4　90ページ）の交付を受け、運転席前面に掲示して指定されたルートを通行し、出口の消毒

ポイントで消毒を行い返却する。

3　制限区域内における違反車両の取扱い

制限区域内において違反車両を発見した場合の手順

① 違反車両を発見した場所に停車させる。

② 運転手に対し、概要を説明し、一時的に停車させることを了承させる。

③ 状況調査を実施する。

調査内容：車両ナンバー、運転手の氏名及び連絡先、搬送物品の具体的な内容、所属団体及び連絡先等の情報を入手する。

④ 現地対策本部移動制限監視担当へ報告。なお、移動制限監視担当が判断できない案件については、県対策本部移動制限・消毒ポイント班へ報告し、判断を仰ぐ。

⑤ 県対策本部の判断結果に応じて、違反車両の対応に当たる。

4　移動制限区域内の家畜の死体、敷料及び排せつ物等の例外措置

（1）移動のための申請

死亡家畜や使用済みの敷料、排せつ物を移動させようとする者（以下「申請者」という。）は、農場が所在する市町村を通じ、家保（現地対策本部例外協議確認班）へ申請する。

申請者は、死亡家畜の移動の場合は様式6（92ページ）、使用済みの敷料又は排せつ物（以下「家畜排せつ物等」という）の移動の場合は様式9（96ページ）により、市町村を通じ家保へ、氏名、畜種、飼養頭数、住所等を申請するとともに、農場から処理施設あるいは埋却地等までの地図もあわせて提出する。ただし、申請者が作成困難な場合は市町村が代行することができるものとする。

（2）家畜防疫員による確認

移動の申請を受けた家保は、農場内の全ての家畜の異常の有無を確認した後、当該死亡家畜及び排せつ物等の保管状況を確認し、異常がなければ、様式7 （93ページ）又は様式10（97ページ）により移動の許可を与える。

なお、死亡家畜の移動の際は、「死亡家畜移動指示書」（様式8　94～95ページ）を農家へ渡し、指示書に示された方法により移動するように指示する。

（3）死体の一時保管のための施設（ストックポイント）

移動制限区域内に家畜の死体を処理する施設がないか、あるいは例外措置による移動によりウイルスがまん延する可能性がある場合等においては、死亡家畜を移動制限解除まで移動制限区域内に設置したストックポイントの冷凍庫へ保管する。

設置場所の選定は、まん延防止と環境面に留意し、近くに畜産農家がなく、運搬車両等の取り回しが容易な場所で、かつ、電源（三相電源）や消毒に使用する水の確保等も考慮し、市町村に依頼する。場所が決定したら、現地移動制限・消毒ポイント班の移動制限監視担当は、県本部資材班に連絡し、冷蔵コンテナの設置を依頼する。

なお、現地移動制限・消毒ポイント班は、資材班と連携して、ストックポイントに必

要な資・機材（フォークリフト・動力噴霧機、必要に応じて鉄板、ブルーシート、コンテナハウス等）を準備する。

また、設置後の家畜の搬入は、へい獣処理業者が行うが、冷蔵コンテナの管理については、市町村に依頼する。

（4）死亡家畜及び家畜排せつ物等の移動

死亡家畜の移動は密閉車輌等を用いることが望ましいが、密閉車輌等がない場合は不浸透性のシートで死体を包み、荷台から液体等の漏出がないように留意する。さらに、死亡家畜を目的地で下ろした後は、荷台や輸送容器を含め車両の消毒を行う。

家畜排せつ物等の移動は、運搬車に積載した後、ブルーシートを被せ散逸防止措置をとった上で実施する。移動先では、シートを敷き、その上に下ろし、さらに上からシートを被せる。また、尿およびスラリーは漏れ出さないよう密封した後移動する。

移動させた家畜排せつ物等は、移動制限解除後に堆肥として利用する。

５　移動制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

死亡家畜の処理施設が移動制限内に入った場合、制限区域外の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、制限区域内の処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動の前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、処理場においては、以下の対応をとる。

① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

なお、運搬車両は、処理施設を出発した後、車両消毒ポイントで消毒し、他の農場での死体収集は行わず会社に直帰して、さらに十分な車両消毒を実施すること。

様式3

車両消毒確認書

車両No.		運転者	
場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6
時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：
特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般
場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6
時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：
特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般
場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6	場所：1・2・3・4・5・6
時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：	時間：　　：
特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般	特認・例外・一般

注　記入方法

場所		
	○○市○○地区	1
	○○市○○地区	2
	○○市○○地区	3
	○○市○○地区	4
	○○市○○地区	5
	○○市○○地区	6

車両		
	通過許可車両	特認
	移動指示車両	例外
	その他の車両	一般

様式4

No.

通 過 許 可 車

この車両は、指定ポイントで消毒し、指定されたルート(国道〇〇号線)を搬送することを条件に、家畜伝染病予防法施行細則第4条で移動を制限されている物品の、 移動制限区域の通過を許可されています。

宮崎県口蹄疫対策本部

※　出口消毒ポイントで返却すること　　（A4 版横）

様式5

車両消毒台帳（消毒ポイント控え）

No.	月日	時間	車両No.	会社名	運転者名	車両区分	通行許可車両		備考（行き先、積荷等）どこから？どこまで？
							交付番号	回収番号	
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→
	月日	:	ー						→

注記入方法　車両区分

A：	飼料運搬車（牛）
B：	飼料運搬車（その他）
C：	畜産関係車両
D：	一般車両
E：	通過許可車両
F：	移動指示車両

様式6　移動制限区域の特例（死亡家畜の移動）に関する協議書

平成　年　月　日

○○家畜保健衛生所長　殿

住所

氏名

口蹄疫疑似患畜発生に伴う移動制限区域の特例に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の（2）に基づき、移動制限の例外を協議したいのでよろしくお願いします。

記

1　死亡家畜移動先

○○株式会社（住所：　　）

2　輸送経路

作業従事者：○○○○

死亡家畜運搬(　　tトラック・○○○○会社)

消毒　　消毒

農　場　→　(町道)　→　（国道　　号線）→　消毒ﾎﾟｲﾝﾄ(○○○○)　→

消毒　　消毒

(国道　　号線）→　消毒ﾎﾟｲﾝﾄ(新富)　→　(国道　　号線）→○○株式会社

※　消毒ポイント、農場（地図の③)、制限区域を記入した地図・・・別添

様式7　移動制限区域の特例協議（死亡家畜の移動）回答書

文書番号
平成　年　月　日

○○○○　殿

○○家畜保健衛生所長

県内で発生した口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例に関する協議について（回答）

先般ご照会いただいた「口蹄疫疑似患畜発生に伴う移動制限区域の特例に関する協議について」（平成　　年　月　　日付け）について、貴農場は口蹄疫に罹患していない農場と判断しますので、特例を適用することを許可します。

なお、搬出に当たっては、別添の「死亡家畜移動指示書」の内容を遵守してください。

記

1　農場（農家）名
　○○○○
2　搬出先名
　○○株式会社（住所：　　）

様式8　死亡家畜移動指示書（表面）

死　亡　家　畜　移　動　指　示　書

平成　　年　　月　　日

家畜防疫員　所属
氏名　　印

次のとおり移動を指示します。なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守願います。

家畜の種類	移動理由	所有者又は管理者の住所氏名	移動許可願人の住所氏名
	死亡家畜を死亡獣畜処理場に搬入するため		

1　移動年月日：平成　　年　　月　　日より、移動制限期間が終了するまでの間
（ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。）

2　経　路

農場　→　（町道）　→（国道　　号線）→消毒ﾎﾟｲﾝﾄ(○○○○)→
（国道　　号線）→　消毒ﾎﾟｲﾝﾄ(○○)→(国道　　号線）→　○○○

3　移動先に関する事項
施設の住所及び名称：

死亡家畜移動指示書（裏面）

1　死亡家畜は、農場の入出場時、移動制限区域の入出場時、死亡獣畜処理場の入出時には車両の消毒を行い、記録を残すこと。

2　運搬経路は家畜の飼養農場付近を極力走行しないルートを設定し、移動指示書に記載されたとおりとし、処理場への直接搬出のみとすること。

3　車両の荷台をコンテナやシート等で覆うとともに、荷台からの液体の漏えいがないよう輸送すること。

4　死亡家畜を目的地で下ろした後は荷台や輸送容器を含め確実に車両の消毒を行うこと。

5　死亡獣畜処理場での車両等による交差汚染を防止するため、当該死亡家畜の搬入及び処理はその日の最後に実施すること。

6　万一、異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。

様式9　家畜排せつ物等移動申請書

家畜排せつ物等移動申請書

平成　　年　　月　　日

〇〇家畜保健衛生所長　殿

住　所
氏　名

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針により家畜排せつ物等を移動したいので、下記により申請します。

記

1　家畜の種類：

2　家畜の健康状態：

3　移動年月日：平成　　年　　月　　日

4　移動経路：農　場　→　　〇〇道　→　〇〇畑又は〇〇処理施設

5　その他：移動ルートの地図を添付すること。

様式10　家畜排せつ物等の移動について（回答書）

平成　　年　　月　　日

家畜排せつ物等の移動について

殿

〇〇家畜保健衛生所長
（公　印　省　略）

平成　　年　　月　　日付けで依頼のありました標記について、下記の事項を確認したので、留意すべき事項の遵守を条件に家畜排せつ物等の移動を認めます。

記

1　家畜防疫員　氏名（　　（代行防疫員：　　（　　））の確認事項

(1) 家畜の種類：

(2) 家畜の健康状態：

(3) 確認年月日：平成　　年　　月　　日

(4) 移動経路：農　場　→　　→〇〇〇〇　　（約〇〇km）
又は〇〇汚水処理施設

2 家畜排せつ物等の輸送に当たって留意すべき事項

(1) 家畜排せつ物等を運搬する車両は、原則として密閉コンテナ車両等を用いること。
(2) 農場等を出る際には、車両を十分に消毒すること。
(3) 運搬経路は申告したとおりとし、処理施設、畑地等への直接搬入のみとすること。
(4) 処理のための家畜排せつ物等を目的地で下ろした後は、荷台を含め確実に車両の消毒を行うこと。
(5) 2回目以降の輸送にあたっては、毎回、家畜防疫員の確認が必要であるが、別紙様式７のとおりに農場主が確認・押印し、家畜保健衛生所あて報告することでこれに代えるものとする。
※（5）は豚の尻に限った移動の場合に適用するが、3～4回に一度は防疫員の立入を実施すること。

様式11　家畜排せつ物（尿）移動に係る状況確認報告書

家畜排せつ物（尿）移動に係る状況確認報告書

〇〇家畜保健衛生所長　殿

私、　　の飼養管理する、豚　　頭について、流涎・水疱・かいよう・びらん等の口蹄疫に該当する症状がないことを確認しました。

平成　　年　　月　　日

署名　　印

1　その他

豚舎内および飼養管理する豚の鼻・蹄の拡大写真を各1枚、添付すること。